

議案第 42 号

南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日 提出

南風原町長 赤嶺 正之

（提案理由）

南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の一部を変更し、同組合の規約を変更することについて協議するため、地方自治法第 290 条の規定により、この案を提出する。

## 南部広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約

南部広域市町村圏事務組合理約（平成4年沖縄県指令総第713号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号を次のように改める。

(2) 広域的な行政課題及び振興整備等の調査研究に関すること。

第13条第2項を次のように改める。

2 基金は、沖縄県の補助金1億円及び別に条例で定める積立金により造成する。

第14条を削り、第15条を第14条とし、同条を次のように改める。

(基金の処分の制限)

第14条 基金に属する財産のうち、沖縄県の補助金に相当する額は、これを処分することはできない。

第16条を削り、第17条第2項中「別表第2」を「別表」に、「理事長」を「理事会」に改め、同条を第15条とする。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 補則

(補則)

第16条 この規約の施行に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

別表第1を削り、別表第2を別表とし、同表を次のように改める。

別表（第15条関係）

区 分	市 町 村	負 担 割 合	
1 一般管理費	浦添市、那覇市、豊見城市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、久米島町、栗国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村	議会費及び総務費	均等割 30% 人口割 70%
2 広域的な行政課題及び振興整備等の調査研究に関する事務	浦添市、那覇市、豊見城市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、久米島町、栗国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村	事業費	関係市町村の協議により定める
3 いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関する事務	那覇市、浦添市	建設費	人口割 100%
		管理運営費	利用実績割 100%
4 南斎場の建設及び管理運営に関する事務	糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町、与那原町	建設費	人口割 100%
		管理運営費	利用実績割 100%
5 社会福祉法に規定する所轄庁が行うこととされている事務	浦添市、豊見城市、南城市、糸満市	民生費	均等割 5% 法人数割 95%

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。



南部広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の新旧対照表（案）

現 行	改 正 案
<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) ふるさと市町村圏基金を活用した次に掲げる事業の実施に関する こと。</p> <p>ア 広域観光事業 イ 広域文化事業 ウ 広域的健康づくり、スポーツ及びレクリエーション事業 エ 広域的人材育成及び人材活用事業 オ 広域研修事業 カ 地域イベント助成事業 キ 地域間交流事業 ク 地域産業育成事業 ケ 地域づくり支援事業</p> <p><u>(2) 広域的な振興事業の調査研究に関すること。</u></p> <p>(3) 略 (4) 略 (5) 略</p> <p>(基金の設置)</p> <p>第13条 組合は、ふるさと市町村圏の振興整備のための事業（公共施設及び公用施設の建設事業並びに土地の購入を除く。）の推進に資するため、ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p><u>2 基金は、関係市町村の出資金9億円、県の補助金1億円及び別に条例で定める積立金により造成する。</u></p> <p>3 基金の運用から生ずる収益は、第3条第1号の事業を実施するための財源に充てる。</p>	<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) ふるさと市町村圏基金を活用した次に掲げる事業の実施に関する こと。</p> <p>ア 広域観光事業 イ 広域文化事業 ウ 広域的健康づくり、スポーツ及びレクリエーション事業 エ 広域的人材育成及び人材活用事業 オ 広域研修事業 カ 地域イベント助成事業 キ 地域間交流事業 ク 地域産業育成事業 ケ 地域づくり支援事業</p> <p><u>(2) 広域的な行政課題及び振興整備等の調査研究に関すること。</u></p> <p>(3) 略 (4) 略 (5) 略</p> <p>(基金の設置)</p> <p>第13条 組合は、ふるさと市町村圏の振興整備のための事業（公共施設及び公用施設の建設事業並びに土地の購入を除く。）の推進に資するため、ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p><u>2 基金は、沖縄県の補助金1億円及び別に条例で定める積立金により造成する。</u></p> <p>3 基金の運用から生ずる収益は、第3条第1号の事業を実施するための財源に充てる。</p>

(出資金の割合及び額)

第14条 関係市町村の出資金の割合及び額は、別表第1のとおりとする。

(基金の処分の制限)

第15条 基金に属する財産のうち、関係市町村の出資金総額及び県の補助金に相当する額は、これを処分することはできない。

(関係市町村の権利)

第16条 組合を解散する際には、基金に属する財産（県の補助金除く。）は出資金の割合に応じ、関係市町村に帰属する。

第5章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第17条 組合の経費は、関係市町村の負担金、国県の補助金、組合の事業により生ずる収入及びその他の収入をもって充てる。

2 前項に規定する関係市町村の負担金の負担割合は別表第2のとおりとし、関係市町村の負担金の総額及び負担すべき額は、理事長が組合の議会の議決を経て定める。

削る

(基金の処分の制限)

第14条 基金に属する財産のうち、沖縄県の補助金に相当する額は、これを処分することはできない。

削る

第5章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第15条 組合の経費は、関係市町村の負担金、国県の補助金、組合の事業により生ずる収入及びその他の収入をもって充てる。

2 前項に規定する関係市町村の負担金の負担割合は別表のとおりとし、関係市町村の負担金の総額及び負担すべき額は、理事会が組合の議会の議決を経て定める。

第6章 補則

(補則)

第16条 この規約の施行に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第14条関係)

ふるさと市町村圏基金出資額

(単位：千円)

関係市町村名	出資総額	出資年度額	
		平成4年度	平成5年度
浦添市	107,874	53,937	53,937
那覇市	333,225	166,613	166,612
豊見城市	56,277	28,139	28,138
南風原町	43,488	21,744	21,744
与那原町	28,179	14,090	14,089
南城市	92,619	46,311	46,308
八重瀬町	48,735	24,367	24,368
糸満市	65,538	32,769	32,769
久米島町	37,836	18,917	18,919
粟国村	14,508	7,254	7,254
渡名喜村	14,067	7,033	7,034
座間味村	14,382	7,191	7,191
渡嘉敷村	14,256	7,128	7,128
南大東村	14,949	7,474	7,475
北大東村	14,067	7,033	7,034
計	900,000	450,000	450,000

備考

- 1 出資金の割合は、均等割30%、人口割70%とする。
- 2 久米島町の出資金は、仲里村及び具志川村の廃置分合以前における両村の出資額を合算した額とする。
- 3 南城市の出資額は、大里村、佐敷町、知念村及び玉城村の廃置分合以前における4町村の出資額を合算した額とする。
- 4 八重瀬町の出資額は、東風平町及び具志頭村の廃置分合以前における両町村の出資額を合算した額とする。

削る

別表第2 (第17条関係)

区 分	市 町 村	負 担 割 合		
1 一般管理費及び広域的な振興事業の調査研究に関する事務	浦添市、那覇市、豊見城市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、久米島町、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村	議会費及び総務費	均等割 人口割	30% 70%

2 いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関する事務	那覇市、浦添市	建設費	人口割	100%
		管理運営費	利用実績割	100%
3 南斎場の建設及び管理運営に関する事務	糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町、与那原町	建設費	人口割	100%
		管理運営費	利用実績割	100%
4 社会福祉法に規定する所轄庁が行うこととされている事務	浦添市、豊見城市、南城市、糸満市	民生費	均等割 法人数割	5% 95%

別表 (第15条関係)

区 分	市 町 村	負 担 割 合		
1 一般管理費	浦添市、那覇市、豊見城市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、久米島町、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村	議会費及び総務費	均等割 人口割	30% 70%
2 広域的な行政課題及び振興整備等の調査研究に関する事務	浦添市、那覇市、豊見城市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、久米島町、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村	事業費	関係市町村の協議により定める	
3 いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関する事務	那覇市、浦添市	建設費	人口割	100%
		管理運営費	利用実績割	100%
4 南斎場の建設及び管理運営に関する事務	糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町、与那原町	建設費	人口割	100%
		管理運営費	利用実績割	100%
5 社会福祉法に規定する所轄庁が行うこととされている事務	浦添市、豊見城市、南城市、糸満市	民生費	均等割 法人数割	5% 95%